

「令和8年度、9年度、10年度支援船の定期検査、年次検査及び修理等」
の契約希望者募集要項（公募）

「支援船の定期検査、年次検査及び修理等」の契約について、公募を実施するので参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公 募 実 施 権 者）
契 約 担 当 官 等
海上自衛隊横須賀地方総監部
経 理 部 長 中 川 純

記

1 調達品目

令和8年度、9年度、10年度支援船の定期検査、年次検査及び修理等
対象支援船及び検査・修理区分は別紙のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被
補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別
な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中
の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切
な契約の履行が確保される者
- (5) 応募時点で有効な防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」
の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる

者

- (6) 当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時までには有することができる者
 - ア 上架が可能な設備
 - イ 乗員が待機できる陸上設備
 - ウ FRP製船体の補修塗装及び、木工技術を有すること。
 - エ 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能である者
- (7) 修理基盤を横須賀警備区内（本公示における「警備区」とは自衛隊施行令（昭和29年政令第179号）別表第4に定める警備区とする。ただし、北海道及び青森県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から270度に引いた線と青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から90度に引いた線との間にある北海道及び青森県の沿岸海域とする区域を横須賀警備区から除く。）に有し、同区域内での対応が可能であること。
- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入もしくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 参加表明書及び技術資料等の提出

- (1) 応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）、及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。
 - ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）
 - イ 前項に示す資格要件を証する書類
 - ウ 所有している設備機材一覧及び同機材の検査証明
 - エ 溶接技能等に関する公的機関からの資格証明
 - オ 過去5年間における最新の支援船の検査・修理実績（実績が無い場合は省略可）
 - カ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
 - キ 下請企業に役務の一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び、委託する業務によっては、第2項（6）に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付すること。
ただし、次の場合は、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることが

できる。

(ア) 同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、横須賀地方総監部経理部長に提出されている場合は、参加表明書（書式は別紙様式のとおり。）に公示番号及び提出した技術資料を記載することにより、当該資料の提出を省略することができる。

(イ) 過去5年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(ウ) 過去5年以内に提出した技術資料のうち、部分的に変更がある場合は、変更があった部分の技術資料をもって代えることができる。

(エ) 他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(2) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

(3) 提出先

海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

〒238-0046

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地

046-822-3500（内線2255）

(4) 提出期間

令和8年2月19日（木）～令和8年3月11日（水）

なお、上記の期間に係わらず新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができるただし、この場合、当該公募に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

(5) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(6) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

4 技術資料等の審査等

(1) 技術資料等の提出者は、技術審査を実施する横須賀造修補給所の担当者から

提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

- (2) 技術資料等の提出者は、技術審査を実施する横須賀造修補給所の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は応募にあたり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

- (4) 資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出書類は、他の目的に使用しない。
- (7) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、応募者は速やかに変更の届出をしなければならない。
- (8) 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (9) 資料の提出に当たっては、製本等過剰な編み綴りは不要とする。
- (10) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

【 記 入 例 】

令和〇年〇月〇日

契約担当官等

横須賀地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇(株)

代表取締役社長 〇〇 〇〇

代理 〇〇〇〇(株)

〇〇 部長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

横監公示第1004号（令和8年2月19日）

番号	艦種	排水量 (載貨重量) t o n	募集区分			備 考
			定検	年検	修理等	
〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇	〇	〇	

(注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。)

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 〇〇〇〇（横監公示第〇〇号（〇〇．〇〇．〇〇）において提出済）
3 〇〇〇〇〇〇

対象支援船及び検査・修理区分

番号	艦種	記号	所属	排水量 (載貨重量) ton	船質	船体寸法等の標準 (単位: m) (全長×幅×深さ×喫水)	その他の特徴	区分		
								定検	年検	修理等
1	えい船	Y T	横警	260	鋼	28.4 × 8.6 × 3.5 × 2.5	旋回式推進装置 2基	○	○	○
2	えい船	Y T	横警	260	鋼	31.0 × 8.6 × 3.6 × 2.3	旋回式推進装置 2基、後方排気	○	○	○
3	えい船	Y T	横警	50	鋼	17.0 × 4.8 × 2.4 × 1.2	旋回式推進装置 2基	○	○	○
4	水船	Y W	横警	(310)	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.7	推進器 2 軸	○	○	○
5	油船	Y O	横警	(270)	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.6	艦船燃料用、 推進器 2 軸	○	○	○
6	油船	Y O	横警	(490)	鋼	46.5 × 7.8 × 3.8 × 2.9	艦船燃料用、 推進器 2 軸	○	○	○
7	油船	Y G	横警	(270)	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.6	航空燃料用、 推進器 2 軸	○	○	○
8	運貨船	Y L	横警	(50)	鋼	27.0 × 7.0 × 2.6 × 1.0	推進器 2 軸	○	○	○
9	運貨船	Y L	横警	(200)	鋼	34.0 × 13.0 × 2.5 × 1.0	非自走式	○	○	○
10	交通船	Y F	横警	9	F R P	13.5 × 3.8 × 1.7 × 0.6	人員用、 推進器 2 軸	○	○	○
11	交通船	Y F	横警	25	鋼	17.0 × 4.3 × 2.2 × 0.1	車両搭載可、 推進器 2 軸	○	○	○
12	交通船	Y F	横警	6	F R P	11.0 × 3.2 × 1.6 × 0.6	人員用、 推進器 1 軸	○	○	○
13	交通船	Y F	父基分	5.3	F R P	11.0 × 3.2 × 1.5 × 0.5	人員用、 推進器 1 軸	○	○	○
14	交通船	Y F	館空基	6	F R P	11.0 × 3.2 × 1.6 × 0.6	人員用、 推進器 1 軸	○	○	○
15	廃油船	Y B	横警	(100)	鋼	17.0 × 5.2 × 2.5 × 2.0	非自走式	○	○	○
16	カッター	C	横教	1.5	F R P	9.0 × 2.5 × 0.8 × 0.4	無機力	△	○	○
17	伝馬船	T	横教	0.3	F R P	5.8 × 1.6 × 0.6	無機力	△	○	○
18	伝馬船		横教	0.3	F R P	5.7 × 1.7 × 0.7	無機力	△	○	○
19	水中処分母船	Y D T	横警	300	鋼	46.0 × 8.6 × 4.0 × 2.2		○	○	○
20	特別機動船	S B	横警	1.9	F R P +ゴム	7.2 × 2.7 × 高さ1.18	ゾディアック製	○	○	○
21	特別機動船		横警	1.9		7.5 × 2.9 × 高さ1.20	ニシエフ製	○	○	○
22	交通船	Y F	横警	13	F R P	15.0 × 4.2 × 1.9 × 0.7	人員用、 推進器 2 軸	○	○	○

注)

- 番号20及び21については、必ずしも上架設備を必要としない。
- 番号20及び21については、所属の異なる同型船を含むものとする。